資料５

令和８年度第１回品川区医療的ケア児等支援関係機関連絡会

東京都医療的ケア児支援センター（区部）の相談受付状況

1　東京都医療的ケア児支援センターについて

区部：東京都立大塚病院内　☎03－3941－3221　（豊島区南大塚二丁目８番１号）

多摩：東京都立小児総合医療センター内　☎042－312-8164　（府中市武蔵台二丁目８番地 29）

・相談受付：月～金曜日　９時～17 時（祝日・年末年始除く）

・相談方法：専用電話・WEB お問合せフォーム

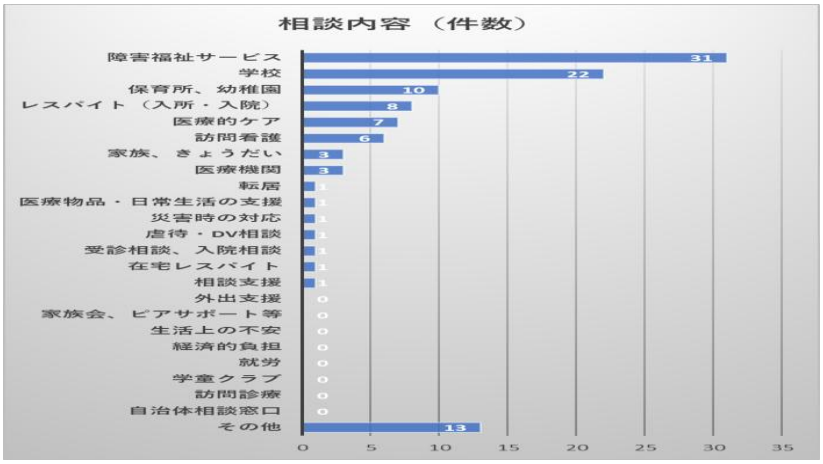
・利用対象者：都内在住の医療的ケア児やご家族、支援者、区市町村、関係機関など

・業務内容：医療的ケア児・そのご家族等に対する相談支援、区市町村・関係機関等への情報提供、連絡調整

2　相談受付状況　2026 年 4～９月　合計 128 件

①　個別支援：特定の医療的ケア児と家族への個別の支援に向けた対応　　計 77 件

相談者	件数
本人・家族	26
自治体職員	16
相談支援専門員	12
医師会・医療機関等職員	9
障害福祉サービス事業所等職員	4
自治体設置の医療的ケア児相談窓口職員	4
他県医療的ケア児支援センター職員	4
学校・保育所等職員	2
その他	0



〈相談事例〉

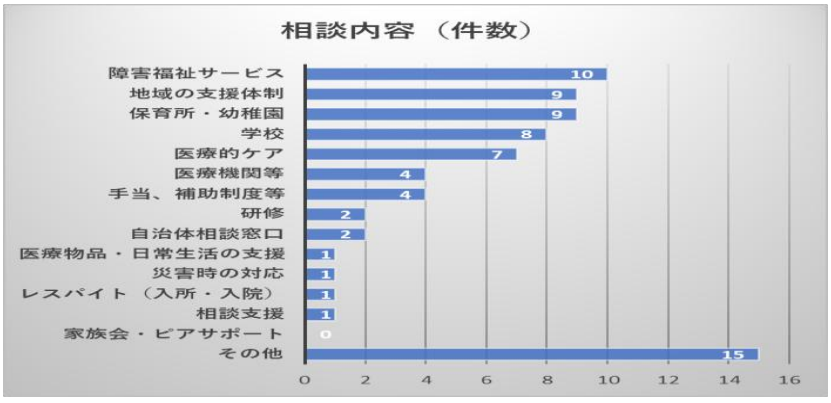
・動ける医療的ケア児の短期入所を探している。（家族、区障害福祉課、相談支援専門員、病院看護師）

・18 歳、33 歳の医療的ケア者の生活介護を探している（家族、訪問診療所のソーシャルワーカー）

・18 歳前に準備しておくことを知りたい（家族）

②　地域支援：自治体・地域における支援体制を構築するための後方的な支援　計 51 件

相談者	件数
自治体職員	30
医師会・医療機関等職員	5
障害福祉サービス事業所等職員	5
自治体設置の医療的ケア児相談窓口職員	4
相談支援専門員	3
学校・保育所等職員	2
他県医療的ケア児支援センター職員	0
その他	2



〈相談事例〉

・23 区で人工呼吸器管理の児童を保育園で受け入れる区を知りたい（区保育課）

・重心者を受け入れるため、重心施設に詳しい看護師に指導・助言を受けられるしくみはないか（障害福祉サービス事業所）

3　お知らせ

・令和８年度医療的ケア児等コーディネーター連絡会（区部）全体会について開催予定（令和９年１月 19 日）

4　東京都の令和８年医療的ケア児支援関連事業の概要

4-1-1　令和８年度都における取組（障害福祉）

協議の場

■ **医療的ケア児支援地域協議会**（R3-）**継続**
- 医療的ケア児支援に係る関係機関による施策の推進や連携の強化を図る協議の場を運営

相談拠点

■ **医療的ケア児支援センター**（R4-）**継続**
- 医療的ケア児・家族等に対する相談支援、区市町村・関係機関への情報提供、連絡調整の拠点

在宅支援

■ **重症心身障害児等在宅療育支援事業**（S57-）**継続**
- 訪問看護による医療的ケアや発達・療育支援、家族への看護技術指導や療育相談等を実施

■ **医療的ケア児訪問看護ステーション体制整備事業**（R5-）**継続**
- 訪問看護ステーションの職員に対する研修を実施し、医療的ケア児の受入れに係る経費を補助

■ **在宅レスパイト・就労等支援事業**（H23-）**継続**
- 家族の休養や就労等を支援するため、自宅へ訪問看護師の派遣に取り組む区市町村を支援

■ **障害者（児）ショートステイ事業** **継続**
- 短期入所事業所において病床確保、看護師等に係る経費補助により受入れを促進
- 医療型短期入所の新規開設に向けた開拓、医療機器等の整備費用を補助

通所支援

■ **障害児の放課後等支援事業**（R3-）**R8拡充**
- 医療的ケア児や重症心身障害児の放課後等の支援の拡充に取り組む区市町村を支援

■ **重症心身障害児（者）通所運営費補助事業**（H27-）**継続**
- 通所施設における適切な療育環境の確保を図るため、区市町村を通じて必要な経費を補助

■ **重症心身障害児（者）通所委託（受入促進員配置）**（H22-）**継続**
- 都が指定する通所事業所に対して、高い技術を持った看護師等の配置に係る費用を助成し、受入れを促進

4-1-2　令和８年度都における取組（障害福祉）

人材育成

■ **医療的ケア児等支援者育成研修**（H29-）**継続**
- 支援に関わる関係機関職員(教育・保育、行政職員も含む)を対象に、支援に関する基本的な理解を促進

■ **医療的ケア児等コーディネーター養成研修**（H30-）**継続**
- 主に相談支援専門員等を対象に医療的ケア児の支援を地域において総合調整するコーディネーターを養成

■ **医療的ケア児等受入促進研修**（R4-）**継続**
- 障害児通所支援事業所等向けの医療的ケア児の受入れ、体制整備に向けた基礎知識の習得

■ **医療的ケア児に対応できる看護職員育成研修**（R5-）**継続**
- 障害児通所支援事業所への就業予定、希望がある看護職員向けの医療的ケアの知識・技術の習得

保護者の就労

■ **医療的ケア児ペアレントメンター事業**（R5-）**R8拡充**
- 親の就労や子育てに関する不安や悩みに対してメンターによる傾聴、共感、寄り添い等の支援

■ **医療的ケア児日中預かり支援事業**（R5-）**継続**
- 医療的ケア児の日中預かりを行う事業所に対して、必要な経費を補助

区市町村支援

■ **医療的ケア児等総合支援事業**（R5-）**継続**
- 医療的ケア児等の支援体制整備に係る各区市町村の取組に対して経費を補助

その他

■ **医療的ケア児者実態調査** **新規（単年度）**
- 医療的ケア児者及びその家族、障害福祉サービス事業所等を対象に、施策検討に向けた調査を実施

4-1-3　障害児の放課後等支援事業

目　的

医療的ケア児や重症心身障害児については、放課後や休日の支援の拡充が求められており、質の向上や多様なニーズに対応していくため、従事者の医療・支援技術の向上、看護師等専門職の配置や児童の送迎支援、時間の延長など、地域の実情に応じた取組みを支援することにより、放課後等支援の拡充を図る。

概　要



【内容】
重心児や医ケア児の放課後等支援の拡充のため、区市町村が地域の実情に応じて以下事業等を実施する場合に支援

【補助概要】

拡充

障害児の放課後等支援事業　（基本補助）		加算補助		看護師配置補助
対象	区市町村			
対象事業（例）	・区市町村が各事業所の医療や支援の技術向上に資するため、地域の団体や事業者に委託し、指導員を事業所へ派遣し、技術指導を行う場合 ・医ケア児等を受け入れるために必要となる専門職を配置した場合（放課後等デイサービス事業の場合は報酬加算基準を超える加配置の場合） ・時間を延長し、児童を預かった場合 ・リフト付き福祉タクシーや介護タクシーを借り上げた場合 ・放デイ利用終了後に、重心児や医ケア児を日中一時支援事業所等へ送迎する場合 ・医療的ケア児等の送迎を行うため、看護師を添乗させる場合 ・（その他）区市町村の創意工夫により、重心児や医ケア児等の放課後等の支援に資する取組　等	＜備品整備＞ 医療的ケア児の受け入れを新規実施する場合	１事業所定員５名につき補助額５０万円	・医ケア児等を受け入れるために必要となる看護職を配置した場合（放課後等デイサービス事業の場合は報酬加算基準を超える加配置の場合） ※看護師配置に対する補助を、基本補助から単独メニュー化へ
		＜定員増＞ 定員を増やす場合（新設含む）	１事業所定員５名につき補助額１２５万円	
		＜時間延長＞ 時間延長を実施する場合	１事業所定員5名につき補助額100万円	

4-1-4　医療的ケア児ペアレントメンター事業

事業目的

医療的ケア児の子育て経験がある親がペアレントメンターとして、医療的ケア児の親が抱える就労や子育て等に関する不安や悩みへの共感、寄り添い、必要な情報の提供を行うことにより、医療的ケア児の親が安心して子育てと仕事を両立できる環境づくりに寄与する（令和６年２月開始）

事業内容

①相談事業　▸ペアレントメンターによる個別の親を対象とした寄り添い型のオンライン相談支援
②啓発事業　▸子育てや就労体験談・事例のインターネット媒体を活用した情報発信（インスタグラムで情報発信）

R8年度の拡充内容

より利用しやすく、活動しやすく、届けやすい事業とするため、以下を追加します

➤ 現行のオンライン相談に加え、**LINE等のメッセージアプリを利用した相談対応**の実施

個別相談の日程調整が難しい状況に対応するため、すきま時間を利用した相談を可能に



➤ 専門的知見のあるアドバイザーによりメンターのサポート体制を確保、**外部の知見を活用した取組の実施**（就業に関するオンラインセミナー等）

就業に関する具体的な相談等、当事者家族だけでは対応が困難なケースにも的確に対応



➤ **医療的ケア児支援ポータルサイト**を活用した発信力強化

事業のPRの窓口として新ページ作成、メンターインタビュー記事や動画等を掲載。

